

令和 8 年度 米子市職員採用試験

【特定業務職】 受験案内

※令和 8 年度に実施する他の職員採用試験（正規職員に限る）と併願することはできません。

【試験のポイント】

就労について様々な困難や働きづらさを抱えている方の実情などに可能な限り配慮し、その多様な能力の発揮と柔軟な活用を図ることを目指して、【特定業務職】を募集します。

1 受付期間・申込方法

受付期間	令和 8 年 6 月 1 日（月）午前 9 時 ～ 令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時
申込方法	<p><u>必要書類の持参又は郵送による申込み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付は土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 ・窓口での受付時間は、午前 9 時～午後 5 時までです。 ・郵送による申込みの場合は、令和 8 年 6 月 26 日（金）必着とします。

2 募集職種・採用予定人数・業務内容

職種	採用予定人数	業務内容	年齢要件
特定業務	1 人程度	市の機関に勤務し、特定業務（補助的業務、定型的・反復的業務、軽作業的業務などの軽易な業務）に従事します。	昭和 42 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人

※採用予定人数は、試験の結果及び今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

※市の機関には、市長部局、教育委員会等各種委員会及び上下水道局を含みます。

※詳しい受験資格・欠格事項は次頁をご確認ください。

3 受験資格

職種	要件
特定業務	昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、障がいがあることをはじめとする理由から就労について様々な困難や働きづらさを抱えている人

※本試験は障害者手帳等の有無を要件としていませんが、就労における困難さや働きづらさの背景として障がいがあることを具体的に示すものとして、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳等の交付を受けている人（公的機関において知的障がいと判定されている人を含みます。）は、申込時に当該手帳や判定書等の写しを提出してください。

4 試験日程・試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験		
第2次試験	8月9日（日）又は8月11日（火）	米子市内 ・詳細は第1次試験合格者に通知します。
第3次試験	8月29日（土）又は8月30日（日）	米子市役所本庁舎 ・詳細は第2次試験合格者に通知します。

5 試験内容

区分	試験科目	配点	試験内容
第1次試験	書類選考	100点	受験申込書及び自己紹介カードに基づき、職務への適格性、志望動機及び就労可能性について審査する選考
第2次試験	面接試験	200点	個別面接による人物についての口述試験
	教養試験 (多肢選択式)	100点	知的障がいのある人 一般的知識及び知能についての筆記試験 (小学校卒業程度)
			知的障がいのある人以外 一般的知識及び知能についての筆記試験 (中学校卒業程度)
第3次試験	面接試験	200点	個別面接による人物についての口述試験

※教養試験は、知的障がいのある人とそれ以外の人とで出題内容が異なります。知的障がいとその他の障がいを併せ持つ人は、知的障がいのある人を対象とした試験内容となります。知的障がいのある人として受験するには、療育手帳等の交付を受けていること、又は公的機関において知的障がいと判定されていることが要件となります。該当する人は、申込時に当該手帳又は判定書等の写しを提出してください。

【第1次試験合格者の決定方法】

第1次試験の得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の得点にかかわらず不合格とします。

【第2次試験合格者の決定方法】

第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

【最終合格者の決定方法】

第2次試験までの得点にかかわらず、第3次試験の得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は得点にかかわらず不合格とします。

6 合格発表

区分	発表日	発表方法
第1次試験	7月24日(金)	合格者の受験番号を米子市の公式ホームページに掲載するとともに、第1次試験及び第2次試験の合格者、第3次試験の受験者全員には、郵送により通知します。
第2次試験	8月21日(金)	
第3次試験	9月11日(金)	

※最終合格者の辞退等により、採用予定人数に欠員が生じた場合に限り、最終試験の成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

7 採用予定日

採用予定日
令和9年4月1日

8 勤務条件

区分	内容
給料	月額 184,800 円
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（1 週間あたり 38 時間 45 分） ※原則、時間外勤務はありません。
勤務場所	市内各庁舎及び施設（本庁舎、第 2 庁舎、鞆町庁舎、淀江支所、ふれあいの里、クリーンセンター、上下水道局など）
休日	週休日（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次有給休暇（年 20 日付与）、特別休暇等
福利厚生	健康保険・年金は、鳥取県市町村職員共済組合に加入

9 受験申込手続き

(1) 提出書類

【全員提出】

(1) 受験申込書

(2) 自己紹介カード

※別紙「受験申込書」及び「自己紹介カード」に必要事項を記入し提出してください。様式は、米子市ホームページからもダウンロードできます。その場合は、A4サイズで印刷してください。

【身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、知的障がい者であると判定されている人のみ】

次のいずれかを提出してください。

- ・身体障害者手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・公的機関において知的障がい者であると判定されたことがわかるものの写し（療育手帳の写しなど）

(2) 受験申込書等記載要領

- ① 記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。
- ② 黒又は青のボールペン又は万年筆を用い、「※」の欄を除くすべての太枠線内に必要事項を漏れなく記入してください。
- ③ 受験申込書の日付は、必ず記入してください。
- ④ 写真欄には、6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きの本人と確認できる写真（縦 4.0cm × 横 3.0cm）を貼り付けてください。
- ⑤ 該当する□の中には✓印を記入し、その他の該当する事項は○で囲んでください。
- ⑥ 現住所及び連絡先は、番地、アパート名・号室まで詳しく記入してください。
- ⑦ 学歴欄について、中学校から学校名等を上から順に記入してください。
- ⑧ 職歴欄について、直近の職歴から順に記入し、欄が足りなくなったら、別紙の「職歴表」に記入してください。
- ⑨ 年は全て和暦で記入してください。

(3) 申込先

宛先：米子市総務部職員課

所在地：〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

【持参により申し込む場合】

- ・米子市総務部職員課（市役所本庁舎3階）の窓口へご持参ください。

【郵送で申し込む場合】

- ・上記の宛先へ郵送してください。
- ・封筒の表に「採用試験受験申込」と書いてください。

10 注意事項

- (1) 試験日程・会場について、当初の予定から変更となる場合があります。（その場合は、受験者へ別途連絡します。）
- (2) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。
 - ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。
 - ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
 - ※ 採用予定日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ、合格しても採用されません。
 - ※ 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- (4) 身体の障害等により、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望される場合は、受験前にその旨を申し出てください。